

11月29日午後、大阪地方裁判所に提訴!!

11月29日午後に大阪地方裁判所へ、大阪車両所分会の船出和幸さんが損害賠償を求めて提訴されました。提訴の主な内容は下記の通りです。

1 会社らによる就業規則の無理解である

欠勤と年休は明らかに異なるものであり、53条、56条、76条のいずれによっても年休を取得する際に診断書を提出することの定めはない。被告らは、56条2項の「社員が傷病により継続して5日を超えて欠勤する場合は、休養見込期間を記載した医師の診断書を添えて届け出なければならない。」との定めを根拠にして診断書の提出を強要したのであるが、これは就業規則の解釈を誤ったものである。

2 年休（年次有給休暇）の取得に理由の証明は必要ない

年休とは労基法39条5項に定められた労働者に保証された権利であって、労働者が自由に行使できることが原則であり、当然にも、その行使にあつて理由の証明など必要ないことは広く知られているところである。診断書の提出を強要することは、年休制度を保証した労基法の精神に反するもので誤りであること。

3 5日間は「5日を超えて」には当たらない

就業規則（欠勤の手続き）第56条2項では「社員が傷病により継続して5日を超えて欠勤する場合は、・・・」で、仮に被告らが主張するように、年休取得の場合も就業規則56条2項が適用されるのだとしても、船出さんの年休取得は連続して5日間のみであるから、「5日を超えて」には当たらず、会社らの主張が失当であることは自ずと明らかであり、不法である。

私たちJR東海労は船出組合員を支え、共に闘います!!